

2017 年 3 月 22 日

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
理事長 後藤 滋樹 殿

2016 年度 DRP 検討委員会
委員長 井上 葵

2016 年度 DRP 検討委員会答申（案）

本委員会としては、第 117 回理事会（2017 年 2 月 8 日）第●号議案にて決議された以下の
依頼事項につき、下記のように答申いたします。

■ 依頼事項

JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則に関して、紛争処理機関から業務を遂行する
上で改善の余地があるとされる指摘をいくつか受けたため、この指摘を中心に同手続規
則、および JP ドメイン名紛争処理方針を始めとする文書群の改定を検討し、検討結果に
基づく助言を行う。

記

【答申】

下記の通り JP ドメイン名紛争処理方針（以下「紛争処理方針」という。）及び JP ドメ
イン名紛争処理方針のための手続規則（以下「手続規則」という。）の改定を行うのが適切と
考える。【なお、手続における書類の送付方法について、原則として電子メールに一本化す
ることの適否については、引き続き検討を行うため、この答申の対象には含めない。】

項番 1 【井上：ト部先生からいただいたコメントに関してですが、私は改定の対象となる条
項の順に並び替えるのがよいように思いますがいかがでしょうか。】

〔別紙【井上：私は別紙を添付する方式にすることで異存ございません。】「主な変更点に
関する論点整理」項番 1 に記載の事情に鑑み、手続規則第 2 条（送付方法）(a)及び第 3 条
（申立書）(b)を以下の通りとする改定を行う。】【ト部：この項番の内容を今回の答申から
は落とす場合には項目毎削除ということとなると理解しております。項番 2 についても同
様です。】

第 2 条 送付方法

(a) 紛争処理機関が申立書を登録者に送付するときは、合理的に利用可能な、登録者に通知できる手段を講じなければならない。実際に申立書が送付されるか、または、以下に掲げる手段によって送付し、送付手段が合理的であったと判断されるときには、紛争処理機関による送付がなされたものとみなされる。

- (i) JPRS のドメイン名登録原簿に記載されているドメイン名登録組織の代表者、登録担当者、または公開連絡窓口への、郵送またはファクシミリによる申立書の送付
- (ii) 電子メール（電子メールによる送付が可能な添付書類を含む）による次の宛先への申立書の送付
 - (A) 登録担当者または公開連絡窓口の電子メールアドレス
 - (B) postmaster@<申立の対象となっているドメイン名>
 - (C) 当該ドメイン名により運営される Web ページにおいて、連絡先として提示されている電子メールアドレス
- (iii) 登録者が紛争処理機関に通知した希望送付先の住所、および第 3 条 (b) (v) により申立人が紛争処理機関に提示した送付先への申立書の送付

第 3 条 申立書

(b) 申立書には、以下の事項が記載されるものとし、関係書類を添付した文書または電子メールのいずれかによって提出されなければならない。

(v) 紛争処理機関が第 2 条 (a) に定める申立書の送付を行うのに必要とされる、登録者またはその代理人への連絡手段について、申立人がこの JP ドメイン名紛争処理手続開始前の交渉で知り得た連絡先情報を含め、申立人が知る登録者の氏名、事務所等の名称、および関係する情報（郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号等を含む）

項番 2

[別紙「主な変更点に関する論点整理」項番 2 及び 13 に記載の事情に鑑み、手続規則第 3 条（申立書）(b) 柱書及び第 5 条（答弁書）(b) 柱書を以下の通りとする改定を行う。]

第 3 条 申立書

(b) 申立書には、以下の事項が記載されるものとし、紛争処理機関が別に定める補則に別段の規定のある場合を除き、関係書類を添付した文書または電子メールのいずれかによって提出されなければならない。

第 5 条 答弁書

(b) 答弁書には、以下の事項が記載されるものとし、紛争処理機関が別に定める補則に別段の規定のある場合を除き、関係書類を添付した文書または電子メールのいずれかによって提出されなければならない。

項番3

別紙「主な変更点に関する論点整理」項番3に記載の事情に鑑み、手続規則第4条（申立書の送付）(a)を以下の通りとする改定を行う。

第4条 申立書の送付

(a) 紛争処理機関は、申立書が処理方針と本規則に適合しているかどうかを確認し、不備がなければ、申立人が支払う第19条に定める料金の受領の確認及び書面の受領後5日（営業日）以内に、第2条(a)の定めるところに従い、紛争処理機関がその補則で定める説明入りの表書とともに申立書を登録者に送付する。

項番4

別紙「主な変更点に関する論点整理」項番4に記載の事情に鑑み、裁定書に記載すべき登録者の情報及び紛争当事者の実態確認について確認を求められたところ、いずれについても手続規則の改定は不要と考える。

項番5

別紙「主な変更点に関する論点整理」項番5に記載の事情に鑑み、手続規則第6条（パネルの指名と裁定日）(e)を以下のとおりとする改定を行う。

第6条 パネルの指名と裁定日

(e) いずれかの当事者がパネリスト三名構成のパネルを選択したときには、紛争処理機関は両当事者が提出した各候補者名簿から各一名のパネリストを指名するよう努力しなければならない。当事者が提出した候補者名簿から、通常の要件に従って、5日（営業日）以内に指名できないときには、紛争処理機関が自ら維持・管理しているパネリスト名簿から指名しなければならない。三番目のパネリストは、紛争処理機関が指名するものとする。

項番6

別紙「主な変更点に関する論点整理」項番6に記載の事情に鑑み、手続規則第3条（申立書）(b)(iv)、第5条（答弁書）(b)(v)及び第6条（パネルの指名と裁定日）(d)を以下のとおりとする改定を行う。

第3条 申立書

(b) (iv) この JP ドメイン名紛争処理手続の裁定を下すパネル構成の人数（一名または三名）および三名構成のパネルを選択したときには、パネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名（これらの候補者は、JPNIC が認定したすべての紛争処理機関によるパネリストの名簿から選出されなければならない）

第5条 答弁書

(b) (v) 申立人または登録者のいずれかによりパネリスト三名で構成されるパネルが選択される場合には、パネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名（これらの候補者は JPNIC が認定したすべての紛争処理機関のパネリストの名簿から選出されなければならない）

第6条 パネルの指名と裁定日

(d) 申立人が三名構成のパネルを選択せず、登録者が三名構成のパネルを選択したときには、申立人に答弁書の送付があつてから5日（営業日）以内に、申立人はパネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名を、紛争処理機関に通知しなければならない。申立人は、これらの候補者を、JPNIC が認定したすべての紛争処理機関のパネリストの名簿から選出しなければならない。

項番7

別紙「主な変更点に関する論点整理」項番7に記載の事情に鑑み、手続規則第3条（申立書）(b) (xiv)を以下のとおりとする改定を行う。

第3条 申立書

(b) (xiv) 申立人が依拠している商標登録を含む証拠書類または他のすべての証拠、およびそれらの証拠の一覧と説明書。

項番8

別紙「主な変更点に関する論点整理」項番8に記載の事情に鑑み、手続規則第17条（答弁書取下げ、和解その他の理由による手続の終結）(b)を以下のとおりとする改定を行う。

第17条 答弁書取下げ、和解その他の理由による手続の終結

(b) 前項により申立が取り下げられたとき、その手続は終了する。

項番9

別紙「主な変更点に関する論点整理」項番9に記載の事情に鑑み、紛争処理方針及び手続規則の全体を通じて、「および」を「及び」に、「申立」を「申立て」に、「後●日以内」を「から●日以内」にそれぞれ修正する改定を行う。【井上：別紙ドラフトの方では「および」、

「申立」に統一するとされていますので、調整が必要かと存じます。【上部：山崎様からのメールも踏まえ、別紙を含め上記で統一するという事で良いかと考えております。】

項番 10

別紙「主な変更点に関する論点整理」項番 10 に記載の事情に鑑み、手続規則第 5 条（答弁書）(b) (iv) を以下のとおりとする改定を行う。

第 5 条 答弁書

(b) (iv) 申立人が申立書においてパネリスト一名の構成によるパネルを選択（第 3 条 (b) (iv) 参照）している場合には、登録者が三名構成のパネルの選択を希望することの有無

項番 11

別紙「主な変更点に関する論点整理」項番 11 に記載の事情に鑑み、紛争処理方針及び手続規則の冒頭部「社団法人」を「一般社団法人」に修正する改定を行う。

項番 12

別紙「主な変更点に関する論点整理」項番 12 に記載の事情に鑑み、紛争処理方針第 4 条（JP ドメイン名紛争処理手続）k を以下のとおりとする改定を行う。

第 4 条 JP ドメイン名紛争処理手続

k. 裁判所への出訴

いずれの当事者も、この JP ドメイン名紛争処理手続の開始前、係属中または終結後のいずれの段階においても、当該ドメイン名の登録に関して裁判所に出訴することができる。本条に定めるいかなる要件も、本項による当事者の出訴を妨げるものではない。パネルが、登録者のドメイン名登録の取消または移転の裁定を下した場合には、JPRS はパネルの裁定の実施を、紛争処理機関からの裁定の通知後 10 日間（JPRS の本店の営業日で計算）の間、保留する。もしこの 10 日間の間に、JPRS に対し、登録者から申立人を被告として手続規則第 3 条 (b) (xii) に基づいて申立人が合意している管轄裁判所に出訴したことを証する文書（裁判所受領印のある訴状、裁判所による訴訟提起証明書等）の提出がなければ、JPRS はその裁定を実施する。（この合意裁判管轄は、東京地方裁判所または JPRS のドメイン名登録原簿に記載されている登録者の住所における管轄裁判所とする。手続規則第 1 条および第 3 条 (b) (xii) を参照。）もしこの 10 日間の間に、登録者から出訴したことを証する文書の提出があったときには、JPRS はその裁定結果の実施を見送る。また、(i) 公正証書による当事者間での和解契約書、(ii) 登録者が提訴した当該訴訟についての訴えの取下書および申立人の同意書、または (iii) 当該訴訟を却下もしくは棄却する、あるいは登録者は当該ドメイン名を継続して使用する権利がないとの裁判所による確定判決またはそれと同一の効力を有する文書の写しを、申立人または登録者から JPRS が受領するまで、JPRS はパネルの裁定の実施に関わるいかなる手続も行わない。

以上